

## 若手医師等育成支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構（以下「機構」という。）は、若手医師の知識・技術の向上と医師同士のネットワーク構築の機会を支援するとともに、若手医師の活躍の場としての広島県の魅力をアピールし、広島県で活躍する若手医師の増加を図ることを目的として、予算の範囲内で助成金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この助成金は、広島県内の大学病院や基幹病院等の指導医等のグループが行う複数の医療機関の若手医師を対象とする研究会の開催等の活動（以下「助成事業」という。）を対象とし、これらの活動を主催するグループに交付する。

2 助成事業は原則として医師免許取得後10年未満の若手医師（以下「若手医師」という。）の参加が5人以上で、かつ若手医師の割合が全体の5割以上を占めることが見込まれる、次のいずれかの項目に該当する活動とする。

(1) 研修医を中心に企画・運営が行われ、他病院の若手医師とのネットワークの構築、知識・技術の向上が図られる活動

(2) 県外の医学生又は初期臨床研修医が参加し、それぞれ本県の臨床研修病院又は本県の医療機関の専門研修プログラムを選択する動機付けとなる活動

(3) 専攻医が専門医資格を取得するために必要な知識・技能の取得の支援となる活動

3 助成の対象となるグループの代表者は、指導医の資格を有する者又はそれに準ずる者とする。

4 国又は地方公共団体から助成金等を受けている活動及び学会の学術大会・地方会は助成事業の対象としない。

### (助成金の算定方法)

第3条 助成金の交付額は、別表第1に定める対象経費の実支出額と交付基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付対象期間)

第4条 助成金は、交付決定を行った日の属する機構の会計年度の範囲内に限り、交付するものとする。

### (交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による申請書を別に定める期日までに機構の会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

### (交付の決定等)

第6条 会長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内において助成金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の交付決定に際しては、学識経験者等で構成する選考委員会を開催し、助成金を交付するグループの選考を行わせることができる。

(交付の条件)

第7条 会長は、助成金の交付の目的を達成するため、次の条件を附するものとする。

- (1) 助成事業内容を広報したホームページ・広報チラシ等、若手医師を対象とした事業であることを確認できるもの及び開催告知先リストを別に定める期日までに提出するものとする。
- (2) 助成事業の内容を変更（別表第2に定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。
- (3) 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告し、会長の指示を受けなければならない。

2 会長は、前項に定めるもののほか、助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することができる。

(変更申請手続)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）が、前条第1項第2号の規定により会長の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号による変更申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により提出された変更申請書を審査し、適切であると認めた場合は、その旨を別記様式第4号による承認書により、当該被交付決定者に通知するものとする。

(事情変更等による決定の取消等)

第9条 会長は、助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他助成金の交付決定後の事情の変更により、事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することがある。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 会長は、前項の規定により助成金の交付の決定の取消をしたときは、その旨を別記様式第5号による通知書により、当該被交付決定者に通知するものとする。

(交付の辞退)

第10条 被交付決定者は、いつでも別記様式第6号による辞退書を提出して、助成金の辞退を申し出ることができる。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第11条 被交付決定者は、第7条第1項第3号の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由並びに事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 被交付決定者は、会長が必要と認める場合、助成事業の遂行の状況を会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 被交付決定者は、助成事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該会計年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、別記様式第7号による助成事業の実績報告書に助成対象経費に係る証拠書類及び出席者名簿を添えて会長に提出しなければならない。

(助成金の減額)

第14条 研究会等への若手医師の参加者が次のいずれかに該当する場合は、対象経費の支出済額と交付決定額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額とする。

- (1)若手医師の参加者数が5人に満たなかった場合（2回以上の研究会等を開催している場合は、合計人数）
- (2)一つの医療機関の若手医師しか参加しなかった場合

(助成金の額の確定等)

第15条 会長は、助成事業の完了に係る助成事業の実績の報告を受けた場合においては、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記様式第8号による通知書により当該被交付決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第16条 会長は前条の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに当該助成金を交付する。

- 2 前項の規定により、助成金の交付を受けようとする者は、別記様式第9号による請求書を会長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第17条 会長は、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金を概算払により交付することがある。

- 2 前項の規定により、助成金の概算払を受けようとする者は、別記様式第10号による請求書を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により概算払を受けた者は、別記様式第11号による精算書を別に定める期日までに会長に提出し、差引過不足額を会長の指示により精算しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 会長は、被交付決定者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく会長の処分に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第19条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 会長は、被交付決定者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の規定により助成金の返還を命じられた者は、別に定める期日までに会長に返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第20条 被交付決定者は、第17条の規定に基づく取消しにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日（助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を機構に納付しなければならない。
- 2 被交付決定者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を機構に納付しなければならない。
  - 3 会長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(他の助成金等の一時停止等)

- 第21条 会長は、被交付決定者が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺することがある。

(帳簿等の備付け)

- 第22条 被交付決定者は、当該助成事業に関する帳簿及び書類を備え、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する機構の会計年度の末日まで保存しておかなければならない。

(立入検査等)

- 第23条 会長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、被交付決定者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- 2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(助成金の交付手続の特例)

- 第24条 会長は、別に定めるところにより、この要綱の規定による手続の一部を併合し、又は省略して助成金を交付することがある。

(雑則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月12日から施行し、平成30年度助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年度助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行し、令和3年度助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年度助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行し、令和5年度助成事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行し、令和8年度助成事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

対象経費		交付基準額
講師招へい経費	講師謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額は、1時間あたり14,000円までとし、助成対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額を上限とする。</li> <li>・支払いにあたっては、金銭で直接講師に支払うこと（口座振込を含む。）。</li> </ul>
	講師旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として公共交通機関を利用し、経済的かつ合理的な経路及び方法による実費相当額とする。</li> <li>・やむを得ずタクシーを利用する場合は、1日につき10,000円を助成の上限とする。</li> </ul>
研究会等開催経費	実習教材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究会に使用する実習用教材（医療用器材、薬品及び消耗品）であって、購入単価50,000円未満のもの。（事務用機器・事務用消耗品は対象外とする。）</li> </ul>
	会場使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額は、1日につき100,000円を上限とする。（会場使用料には、マイク、プロジェクター等の使用料を含む。）</li> </ul>
	研究会資料等作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料及び研究会開催チラシの印刷費。（外部発注に要する費用のみとする。）</li> </ul>

別表第2（第7条第1項第2号関係）

軽微な変更	(1) 経費の配分の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 助成事業に要する助成対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合</li> <li>イ 別表第1に掲げる経費区分の相互間において、助成対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合</li> </ul>
	(2) 事業の内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 第5条の規定により提出する助成対象事業計画書に記載の内容が、助成事業の目的達成に支障をきたすおそれのない、事業計画書の細部の変更をする場合</li> </ul>

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 様

グループ（団体）名

住 所

代表者氏名

㊞

年度若手医師等育成支援助成金交付申請書

このことについて、若手医師等育成支援助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

1 申請額 金 円

2 【添付書類】

- (1) 若手医師を対象とする研究会等を開催するグループ（団体）の概要（別紙1）
- (2) 実施計画書（別紙2）
- (3) 所要額明細書（別紙3）
- (4) 収支予算（見込）書の写し（※任意様式により作成すること）



実施計画書

(グループ(団体)名 : )

事業の目的	
事業実施計画	
事業の目標・効果	
見込参加者数	人(うち若手医師 <sup>※注3</sup> 人) <u>※複数の医療機関の若手医師を対象とすること。</u>
事業予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

(注) 1 現時点で計画されている内容について、可能な限り詳細に記載すること。

2 当該欄で記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

3 若手医師は医師免許取得後10年未満の医師とする。

所要額明細書

(グループ(団体)名: \_\_\_\_\_)

経費区分		支出予定額	算出内訳	助成予定額
助 成 対 象 経 費	講師招へい経費	講師謝金		
		講師旅費		
	研究会等開催経費	実習教材費		
		会場使用料		
		研究会資料 等作成費		
小計		円		円
助 成 対 象 外 経 費				
小計		円		
合計		円		円

- (注) 1 算出内訳について、所要時間(事前打合せ・当日)、単価、員数、回数等を可能な限り詳細に記載すること。
- 2 当該欄で記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

様

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 ㊟

## 年度若手医師等育成支援助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定しました。

助成対象経費額	円
交付決定額	円
交付対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 助成事業の内容を変更（別表第2に定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ承認を受けなければならない。</li><li>2 助成事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに報告し、その指示を受けなければならない。</li><li>3 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該帳簿、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。</li><li>4 その他若手医師等育成支援助成金交付要綱で定められた事項及び会長の指示を順守すること。</li></ol>

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
 会 長 様

グループ（団体）名  
 住 所  
 代表者氏名

印

年度若手医師等育成支援助成金計画変更申請書

年 月 日付け広保医第 号で交付決定を受けた若手医師等育成支援助成金について、次のとおり変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更内容

2 変更理由

3 変更経費

経費区分		変更前		変更後	
		支出予定額	算出内訳	支出予定額	算出内訳
助成対象 経費					
	小計	円		円	
助成対象外 経費					
	小計	円		円	
合計		円		円	

(注) 当該欄で記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

広保医第 号  
年 月 日

様

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 ⑩

若手医師等育成支援助成金交付決定に係る（一部）計画変更承認書

年 月 日付けで申請のあった若手医師等育成支援助成金の計画変更については、若手医師等育成支援助成金交付要綱第8条の規定により承認します。

変更後の 助成対象経費額		円
変更後の 助成金交付決定額		円

広保医第 号  
年 月 日

様

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 ⑩

若手医師等育成支援助成金交付決定に係る（一部）取消通知書

年 月 日付けで交付決定をした若手医師等育成支援助成金については、若手医師等育成支援助成金交付要綱第9条の規定により、次のとおり（一部）取り消します。

(一部)取消年月日	年 月 日
(一部)取消の理由	
一部取消の場合、取消しを行う事業（活動）	
(一部)取消後の助成金の額	円
備 考	

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 様

グループ（団体）名

住 所

代表者氏名

㊞

若手医師等育成支援助成金交付辞退書

年 月 日付け広保医第 号で交付決定を受けた若手医師等育成支援助成金については、都合によりこれを辞退します。

交付対象期間	年 月 ～ 年 月
交付決定額	円
辞退する期間	年 月 ～ 年 月
辞退の理由	
助成金の一部のみ辞退する場合、辞退後の助成金の額	

(注) 助成金の一部のみ辞退する場合は、辞退後の助成金の所要額明細書を添付すること。

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 様

グループ（団体）名

住 所

代表者氏名

㊟

年度若手医師等育成支援助成金実績報告書

年 月 日付け広保医第 号で交付決定を受けた若手医師等育成支援助成金に係る実績報告について、次のとおり関係資料を添えて報告します。

1 精 算 額 円

2 【添付書類】

- (1) 実施報告書（別紙4）
- (2) 支出済額明細書（別紙5）
- (3) 出席者名簿（別紙6）
- (4) 決算（見込）書の写し（※交付申請の収支予算（見込）書の様式を用いて、決算（見込）書を作成すること）
- (5) 領収書等支払を証明できる書類の写し

## 実施報告書

(グループ(団体)名 : )

① 事業実施状況	
② 参加者数	人 (うち若手医師 <sup>※注3</sup> 人)
③ 助成金額	円
④ 事業実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤ 活動結果の評価等	

(注) 1 その他、事業実施にあたって参考となる資料を添付すること。(配付資料・実施状況の写真等)

2 当該欄で記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

3 若手医師は医師免許取得後10年未満の医師とする。

支出済額明細書

(グループ(団体)名: \_\_\_\_\_)

経費区分		支出済額	支出内訳	助成予定額
助 成 対 象 経 費	講師招へい経費	講師謝金		
		講師旅費		
	研究会等開催経費	実習教材費		
		会場使用料		
		研究会資料 等作成費		
小計		円		円
助 成 対 象 外 経 費				
小計		円		
合計		円		円

- (注) 1 経費内訳について、所要時間(事前打合せ・当日)、単価、員数、回数等を可能な限り詳細に記載し、必要に応じて内訳を別紙として添付すること。
- 2 当該欄で記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

出席者名簿

(グループ(団体)名： )

	所属医療機関名	名前	該当するもの全てに○をつけてください。
例	〇〇病院	広島 太郎	初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
1			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
2			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
3			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
4			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
5			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
6			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
7			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
8			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
9			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
10			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
11			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
12			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
13			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
14			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )
15			初期研修医・専攻医・医師免許取得後10年未満の医師 医師免許取得後10年以上の医師・医学生・その他( )

(注)当該欄で記入困難な場合は、任意様式で提出すること。

広保医第 号  
年 月 日

様

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構  
会 長 ⑩

年度若手医師等育成支援助成金確定通知書

年 月 日付け広保医第 号で交付決定した 年度若手医師等育成支援助成金の額を、年  
月 日付けで提出の実績報告書に基づいて、次のとおり確定します。

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確 定 額 | 円 |

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構  
会 長 様

グループ（団体）名

住 所

代表者氏名

㊞

年度若手医師等育成支援助成金請求書

年 月 日付け広保医第 号で交付決定を受けた若手医師等育成支援助成金について、  
次のとおり請求します。

請求額 円

助成金交付決定額	確定額	受入済額	今回請求額
円	円	円	円

【振込先】

金融機関名・支店名	
預 金 種 別	1 当座 2 普通
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構  
会 長 様

グループ（団体）名

住 所

代表者氏名

㊞

年度若手医師等育成支援助成金概算払請求書

年 月 日付け広保医第 号で交付決定を受けた若手医師等育成支援助成金について、概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

請求額 円

助成金交付決定額	受入済額	今回請求額
円	円	円

【振込先】

金融機関名・支店名	
預 金 種 別	1 当座                      2 普通
口 座 番 号	
フリガナ	
口 座 名 義	

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構  
会 長 様

グループ（団体）名

住 所

代表者氏名

㊞

年度若手医師等育成支援助成金概算払精算書

次のとおり精算（の上不足額を請求）します。

概算受領額	円
精算額	円
差引（過・不足）額	円